

各 位

令和 4 年 4 月 18 日
大阪デジタルエクスチェンジ株式会社

第一種金融商品取引業の登録完了のお知らせ

大阪デジタルエクスチェンジ株式会社（本社：東京都港区、代表取締役社長：舩 仁雄、以下「当社」）は、令和 4 年 4 月 18 日付にて、第一種金融商品取引業者として登録されましたので、お知らせします。

<金融商品取引業者登録内容>

登録日	令和 4 年 4 月 18 日
金融商品取引業者名	大阪デジタルエクスチェンジ株式会社
登録番号	関東財務局長（金商）第 3328 号

当社は昨年 4 月の設立以来、株式の私設取引システム（PTS）の設立およびセキュリティ・トークン（以下「ST」）の取引の場の創設を目標とし、スキームの検討や業務構築を行ってまいりました。この度、第一種金融商品取引業の登録が完了し、開業に向けて大きな前進を果たすことができました。

当社は引き続き、株式の PTS の運営に係る認可を取得し、その運営を開始することを目指しております。

また、PTS 開業に続く ST の取引の場の創設に関しましては、引き続き関係者と制度面の協議を進め、その実現に向けて鋭意邁進して参ります。

【本プレスリリースに関するお問い合わせ先】

大阪デジタルエクスチェンジ株式会社 経営管理部 03-4510-6500